



光陽通信

発行月：2020年7月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第14号として、夏号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2020年夏号 目次

- ごあいさつ p1
- 業務紹介 p2
- 事務所の概要 p3
- 判決に学ぶ p4
- 意匠法改正について p6
- 海外の特許事情
- 知財紛争処理に関する調査結果概要
- パブリシティ権侵害による損害額の算定... p7
- 銀座界限「てくてくグルメ」 p8



判決に学ぶ

弁護士・弁理士 井上 修一

判例解説 知財高裁令和2年2月28日判決(平成31年(ネ)第10003号)

第1 初めに

本判決は、特許法102条1項に基づく損害賠償額の算定基準につき判断した知財高裁特別部、いわゆる大合議による判決である。なお、本件の争点は多岐に亘るが、以下においては、損害賠償額の算定に関する部分のみを扱う。

第2 事案の概要

本件は、発明の名称を「美容器」とする2件の特許権(特許第5356625号(以下、「本件特許1」という。))及び特許第5847904号(以下、「本件特許2」という。))を有する一審原告が、一審被告に対し、一審被告が製造販売等する美容器(以下、総称して「被告製品」という。))は、上記各特許権に係る発明の技術的範囲に属し、それらの製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出、又は譲渡若しくは貸渡しの申出をすることは、上記各特許権を侵害すると主張して、①特許法100条1項及び2項に基づき、上記各特許権による被告製品の製造販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、②民法709条に基づき、一部請求として、本件特許2の侵害による、特許法102条1項の損害金3億円及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、被告製品の製造販売等は、本件特許2を侵害すると判断した上で、被告製品の製造販売等の差止め及び廃棄並びに損害金1億0735万0651円及び遅延損害金の支払を求める限度で、一審原告の請求を認容し、その余の請求を棄却した。

一審原告及び一審被告は、いずれも原判決を不服として控訴した。また、一審原告は、控訴審において、被告製品の製造、使用、貸渡し、輸出及び貸渡しの申出の差止めの訴えを取り下げ、本件特許1の侵害による損害賠償請求もするとともに、請求を拡張し、一部請求として5億円及び遅延損害金の支払いを求めた。

第3 判旨

本判決は、以下のように述べて、一審原告による控訴を一部認容して原判決を変更し、被告製品の譲渡等の差止め及び廃棄並びに損害金4億4006万円及び遅延損害金の支払を求める限度で、一審原告の請求を認容し、その余の請求を棄却した。なお、下線は筆者による。

「7 一審原告の損害額(争点(5))について

(1) 特許法102条1項について

特許法102条1項は、民法709条に基づき販売数量減少による逸失利益の損害賠償を求める際の損害額の算定方法について定めた規定であり、特許法102条1項本文において、侵害者の譲渡した物の数量に特許権者又は専用実施権者(以下「特許権者等」という。))がその侵害行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益額を乗じた額を、特許権者等の実施の能力の限度で損害額とし、同項ただし書において、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者等が販売することができないとする事情を侵害者が立証したときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものと規定して、侵害行為と相当因果関係のある販売減少数量の立証責任の転換を図ることにより、より柔軟な販売減少数量の認定を目的とする規定である。

特許法102条1項の文言及び上記趣旨に照らせば、特許権者等が「侵害行為がなければ販売することができた物」とは、侵害行為によってその販売数量に影響を受ける特許権者等の製品、すなわち、侵害品と市場において競合関係に立つ特許権者等の製品であれば足りると解すべきである。

また、「単位数量当たりの利益の額」は、特許権者等の製品の売上高から特許権者等において上記製品を製造販売することによりその製造販売に直接

関連して追加的に必要となった経費を控除した額(限界利益の額)であり、その主張立証責任は、特許権者等の実施の能力を含め特許権者側にあるものと解すべきである。

さらに、特許法102条1項ただし書の規定する譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者等が「販売することができないとする事情」については、侵害者が主張立証責任を負い、このような事情の存在が主張立証されたときに、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものである。」

「(3) 侵害行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額

ア 侵害行為がなければ販売することができた物

…一審原告は、本件発明2の実施品として、「RefaCARAT(リファカラット)」という名称の美容器(以下「原告製品」という。))を、平成21年2月以降販売しており(甲23, 24, 弁論の全趣旨)、原告製品は、「侵害行為がなければ販売することができた物」に当たるとは明らかである。」

「ウ 原告製品の限界利益の額

(I) …ところで、本件のように、特許発明を実施した特許権者の製品において、特許発明の特徴部分がその一部分にすぎない場合であっても、特許権者の製品の販売によって得られる限界利益の全額が特許権者の逸失利益となることが事実上推定されるというべきである。

…これらの事情からすると、本件特徴部分が原告製品の販売による利益の全てに貢献しているとはいえないから、原告製品の販売によって得られる限界利益の全額を原告の逸失利益と認めるのは相当でなく、したがって、原告製品においては、上記の事実上の推定が一部覆滅されるというべきである。

そして、上記で判示した本件特徴部分の原告製品における位置付け、原告製品が本件特徴部分以外に備えている特徴やその顧客誘引力など本件に現れた事情を総合考慮すると、同覆滅がされる程度は、全体の約6割であると認めるのが相当である。」

「(4) 実施の能力に応じた額

特許法102条1項は、前記(1)のとおり、侵害者の譲渡数量に特許権者等の製品の単位数量当たりの利益の額を乗じた額の全額を特許権者等の受けた損害の額とするのではなく、特許権者等の実施の能力に応じた額を超えない限度という制約を設けているところ、この「実施の能力」は、潜在的な能力で足り、生産委託等の方法により、侵害品の販売数量に対応する数量の製品を供給することが可能な場合も実施の能力があるものと解すべきであり、その主張立証責任は特許権者側にある。」

「(5) 一審原告が販売することができないとする事情

ア 前記(1)のとおり、特許法102条1項ただし書は、侵害品の譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者が販売することができないとする事情(以下「販売できない事情」という。))があるときは、販売できない事情に相当する数量に応じた額を控除するものとして規定しており、侵害者が、販売できない事情として認められる各種の事情及び同事情に相当する数量に応じた額を主張立証した場合には、同項本文により認定された損害額から上記数量に応じた額が控除される。

そして、「販売することができないとする事情」は、侵害行為と特許権者等の製品の販売減少との相当因果関係を阻害する事情をいい、例えば、①特許権者と侵害者の業務態様や価格等に相違が存在すること(市場の非同一性)、②市場における競合品の存在、③侵害者の営業努力(ブランド力、宣伝広告)、④侵害品及び特許権者の製品の性能(機能、デザイン等特許発明以外の特徴)に相違が存在することなどの事情がこれに該当するというべきである。」

「(6) 本件発明2の寄与度を考慮した損害額の減額の可否について

前記(3)及び(5)のとおり、原告製品の単位数量当たりの利益の額の算定に当たっては、本件発明2が原告製品の販売による利益に貢献している程度

を考慮して、原告製品の限界利益の全額から6割を控除し、また、被告製品の販売数量に上記の原告製品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た一審原告の受けた損害額から、特許法102条1項ただし書により5割を控除するのが相当である。仮に、一審被告の主張が、これらの控除とは別に、本件発明2が被告製品の販売に寄与した割合を考慮して損害額を減額すべきであるとの趣旨であるとしても、これを認める規定はなく、また、これを認める根拠はないから、そのような寄与度の考慮による減額を認めることはできない。」

第4 解説

1 本判決前の事情

不法行為法的一般原則からは、不法行為によって生じた損害額につき、損害賠償を請求する側が立証責任を負担するが、特許権の侵害については、侵害行為と損害との間の因果関係は必ずしも明らかではなく、侵害行為によって生じた損害額の立証が困難な場合が多い。

そこで、特許法においては、特許権者又は専用実施権者（以下、「特許権者等」という。）による損害賠償請求を容易とするため、特許法102条1項から3項に、損害額の推定規定が設けられている。

このうち特許法102条1項は、侵害者の譲渡した物の数量に、特許権者等がその侵害行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益額を乗じた額から、一定の額を控除した額を、特許権者等が受けた損害の額と推定する規定である。本項については、令和元年の特許法改正において改正され、これが令和2年4月1日から施行されているものの、特許権者等の実施の能力に応じた数量を超える部分及び特許権者等が販売することができないとする事情がある部分についても、実施料相当額の損害賠償請求をすることができる旨を規定したものに過ぎず、上記の基本的な構造自体は変更されていない。なお、本判決は改正法施行前のものである。

特許法102条1項から3項の規定を用いた場合の損害賠償額の算定方法については、多数の論点が存在するところ、このうち特許法102条2項及び3項については、昨年の大合議判決（知財高判令和元年6月7日（平成30年（ネ）第10063号））において、多くの論点につき知財高裁の立場が明確に示されていた。しかしながら、特許法102条1項については、大合議において知財高裁の立場を示した判決は存在しなかった。

2 本判決について

上記の事情の基で、本判決は、特許法102条1項における「侵害の行為がなければ販売することができた物」の意義、「単位数量当たりの利益の額」の意義、特許発明の特徴部分が特許権者等の製品の一部分に過ぎない場合の扱い、「実施の能力に応じた額」の意義、「販売することができないとする事情」の意義、及び寄与度を考慮した損害額の減額の可否につき、大合議において判断がなされた判決である。

(1) 「侵害の行為がなければ販売することができた物」の意義

特許法102条1項の「侵害の行為がなければ販売することができた物」の意義としては、特許発明の実施品であることを要するとする説（実施品必要説）と、侵害品と市場において競合関係に立つ製品であれば足りるとする説（実施品不要説）とがあり、近時は後者の立場が多数説となっていた。

本件においては、原告製品は特許発明の実施品であり、必ずしも本論点に関する判断は要しなかったものの、本判決は、傍論として、「侵害行為によってその販売数量に影響を受ける特許権者等の製品、すなわち、侵害品と市場において競合関係に立つ特許権者等の製品であれば足りると解すべきである。」と述べ、実施品不要説を採用する旨を明確にした上で、特許発明の実施品である原告製品については、「侵害行為がなければ販売することができた物」に該当することは明らかであるとしている。

(2) 「単位数量当たりの利益の額」の意義

特許法102条1項の「単位数量当たりの利益の額」の意義については、純利益説、限界利益説等が存在していたものの、近時は、特許権者等の製品の製造・販売のために、特許権者等が追加的に要した費用のみを控除するという限界利益説が支配的となっていた。

この点につき、本判決は、「特許権者等の製品の売上高から特許権者等において上記製品を製造販売することによりその製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費を控除した額（限界利益の額）であり」と述べ、限界

利益説を採用する旨を明確にしている。また、このような限界利益の額の主張立証責任については、特許権者側が負担するものとしている。

(3) 特許発明の特徴部分が特許権者等の製品の一部分に過ぎない場合の扱い

特許発明を実施した特許権者等の製品において、特許発明の特徴部分がその一部分に過ぎない場合に、このような事情をどのように考慮するかについて議論が存在したところ、本判決は、この点につき、特許発明を実施した特許権者等の製品において、特許発明の特徴部分がその一部分にすぎない場合であっても、上記の限界利益の全額が特許権者等の逸失利益となることが一応推定されるとした上で、推定の一部覆滅の問題として扱うものとしている。

その上で、本判決は、上記特徴部分の原告製品における位置付け、原告製品が本件特徴部分以外に備えている特徴やその顧客誘引力などの事情を総合考慮した上で推定が覆滅される程度を判断するものとし、本件においては、限界利益から6割を控除した額を、「単位数量当たりの利益の額」として認定している。

(4) 「実施の能力に応じた額」の意義

特許法102条1項においては、特許権者等の「実施の能力に応じた額を超えない限度」（令和元年改正法においては、「実施の能力に応じた数量を超えない部分」）に限って損害額として認めるものとしているところ、特許権者等が「実施の能力」を有するというために、現実能力を有することとするか、潜在的な能力で足りるかについて議論が存在した。

この点につき、本判決は、潜在的な能力で足り、生産委託等の方法により製品を供給することが可能な場合も実施の能力があるものと解すべきとしている。その上で、本判決は、一審原告が、月に平均約3万個の余剰製品供給能力を有していたと推認でき、この余剰能力の範囲内で、月に平均2万個程度の数量の原告製品を追加して販売する能力を有していたとして、一審被告が侵害期間中に販売した被告製品の数量の原告製品を販売する能力を有していたとしている。

(5) 「販売することができないとする事情」の意義

特許法102条1項においては、特許権者等が「販売することができないとする事情」があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除する旨が規定されているところ、この「販売することができないとする事情」として、いかなる事情が考慮されるかについて議論が存在した。

この点につき、本判決は、「侵害行為と特許権者等の製品の販売減少との相当因果関係を阻害する事情」をいうとした上で、具体的に考慮すべき事情の例として、①特許権者と侵害者の業務態様や価格等に相違が存在すること（市場の非同一性）、②市場における競合品の存在、③侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告）、④侵害品及び特許権者の製品の性能（機能、デザイン等特許発明以外の特徴）に相違が存在することを挙げている。

その上で、本判決は、一審被告が主張した事情のうち、販売価格の差異のみを「販売することができないとする事情」として考慮するものとした上で、このような事情に相当する数量は、全体の約5割であるとしている。

(6) 寄与度を考慮した損害額の減額の可否

上記のような特許法102条1項の条文上定められている損害額の減額の規定とは別に、特許発明が被告製品の販売に寄与した割合を考慮して、損害額を減額することができるかについて議論が存在したところ、本判決は、このような減額を認める規定はなく、また、このような減額を認める根拠も存在しないとして、特許法102条1項の条文から離れた寄与度の考慮による減額につき否定している。

3 今後の留意事項

上記のように、特許法102条2項及び3項については、昨年の大合議判決において、多くの論点に関して知財高裁の立場が示されていたところ、これに引き続いて、本判決によって、特許法102条1項についても、多くの論点に関して網羅的に、判断基準や具体的に考慮すべき事情が示され、知財高裁の立場が明確となったことは、実務上大きな意義を有するものと解される。

今後は、侵害訴訟において、特許法102条1項に基づく主張を行う場合には、本判決の判示事項に即した主張を行うことが求められ、特許法102条2項又は3項に基づく主張を行う場合には、昨年の大合議判決の判示事項に即した主張を行うことが求められることとなる。

意匠法改正について（令和元年改正）

文：弁理士 荒船 博司

本年4月1日施行の改正意匠法は、明治以来の大改正といわれるほど意匠の枠組みを大幅に変えるものであり、あらゆる業界に影響を及ぼす改正事項を含んだ内容となっています。今回は、特にポイントとなる以下の3項目についてご紹介いたします。

(1) 画像デザイン

従来の意匠法では、機器にインストールして表示される画像でなければ登録することができませんでしたが、今回の改正により、画像それ自体が登録可能となりました。これにより、ウェブサイトの画像やアイコンだけでなく、壁に投影された画像、VR(仮想現実)・AR(拡張現実)の画像など、新技術の特性を活かしたデザインも保護が可能となりました。

物品との関連性が不要となったことで、新規な画像デザインの登録が非常にやりやすくなったといえます。一方で、アイコンひとつにも意匠権侵害の問題が生ずるおそれがあるため、ウェブサイト等のデザイン制作の際は、事前に先行意匠調査を行うことを強くお勧めいたします。

(2) 建築物

建築物の内外装のデザインをはじめとする空間デザインの登録が可能となりました。従来は、工業的に量産され販売時に動産として取り扱われる組立家屋等の登録しかできませんでしたが、空間デザインの顧客吸引力に及ぼす影響が大きくなっている昨今の実情を踏まえ、建築物が新たに保護対象に加えられました。

オフィス空間やショールーム等の設計や施工で意匠権を気にすることは今までは少なかったかもしれませんが、今後は他社の意匠権侵害の可能性に留意した対応が必要となります。知財とは関わりの薄かった部署とも連携し、デザインに対する権利の意識を全社的に高めていくことが求められるといえます。

(3) 関連意匠

関連意匠の出願可能な期間が、「本意匠の公報発行の日の前日まで」から「本意匠の出願日から10年以内」に変更されました。また、関連意匠のみに類似する意匠も、連鎖的に登録することが可能となりました。

一貫したコンセプトに基づく製品群の意匠を積極的に保護するため、諸外国に先駆けて導入された制度であり、デザインによるブランドの形成・維持に大いに役立つものとなりました。一方で、最初に本意匠として選択した意匠(基礎意匠)が消滅してしまうと、その後の関連意匠が登録できなくなる等の制約があることから、不要な意匠でも今後のデザイン開発のために残しておく判断が求められるなど、維持年金の負担が増えることが考えられます。

今回の法改正は、模倣品対策だけでなく、デザインを通じた貴社のブランド形成に資する非常に強力な武器となるものです。知財に関わる皆様には、保護対象の選定やクリアランス調査の増大等、これまで以上に負担が大きくなるかもしれません。弊所では調査や出願・登録費用のご相談等を積極的に受け付けておりますので、是非お気軽にお問い合わせいただければと思います。



海外の特許事情

文：弁理士 穂吉康平

ドイツ-欧州単一特許(EUP)制度に暗雲

2020年3月20日、ドイツ憲法裁判所は、統一特許裁判所(UPC)関連法案が違憲だとする訴えを支持する判決を公表しました。これにより、ドイツはUPC協定を批准することができなくなり、UPC協定の発効が遅れることが確実となりました。欧州単一特許(EUP)制度は、UPC協定の発効を利用開始の要件としていることから、EUP制度の開始も同様に遅れることとなります。

また、イギリスは、既に2018年にUPC協定を批准していますが、先日イギリス政府により公表された交渉目標によりますと、今後、UPC及びEUP制度には参加しない意向であることが示されました。EUP制度の開始を直接妨げるものではありませんが、イギリスの離脱による有効性・利便性の低下は避けられないでしょう。

EUP制度は、長く望まれていたEU域内の統一的特許制度として、長い議論の末、2012年ようやく合意に至り、本年中の開始が見込まれていました。しかしながら、イギリスのブレグジットに伴う離脱に加えて、今回、ドイツの批准が暗礁に乗り上げたことで、UPC制度自体の先行きが不透明となってしまいました。

台湾-日台 PPH プログラム本格実施へ

日台間では、2012年5月より日台特許審査ハイウェイプログラムが試行されてきましたが、良好な結果が得られたことから、2020年5月より同プログラムが本格実施されました。これにより、今後も継続してPPH(PPH MOTTAINAI)の利用が可能となります。なお、本格実施に伴う手続き要件等の変更はありません。

知財紛争処理に関する調査結果概要

文：弁理士 赤澤 高

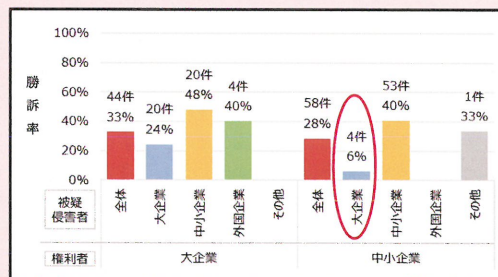
1. はじめに

光陽通信 2020 年冬号 vol.12 では、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会(以下、委員会という。)において検討されている知財紛争処理における新たな制度について紹介した。これに関連して、特許庁より、令和2年4月に知財紛争に関する調査結果が公開された。今回、その調査結果の中からいくつか興味深いものをピックアップして紹介する。

2. 特許権等侵害事件調査結果

(1) 権利者勝訴率(過去10年間)

以下の図に示すとおり、中小企業が大企業を訴えたときの勝訴率が6%と極めて低い。



(2) 権利者勝訴率(過去10年間)

原審で権利者が勝訴した場合、81%が控訴審でも勝訴となり、原審で権利者が敗訴した場合においては、実に94%が控訴審でも敗訴となった。よって、控訴審を提起することはよほどの覚悟が必要となる。

		原審		控訴審	
勝訴	54件	勝訴	44件	81%	
		敗訴	10件	19%	
敗訴	203件	勝訴	13件	6%	
		敗訴	190件	94%	

パブリシティ権侵害による損害額の算定

弁護士 中井 英登

1 はじめに

パブリシティ権とは、人の氏名、肖像等(以下「肖像等」といいます。)の有する顧客吸引力を排他的に利用する権利です(最高裁判平成24年2月2日判決・ピンク・レディー de ダイエット事件・判例タイムズ 1416号 276頁参照)。肖像等を無断で使用する行為は、それがパブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となるか否かが争われますが(その判断基準について、上記の最高裁判決参照)、侵害が認められた場合には、損害額(使用料相当額)の算定が問題となります。

以下、①商品使用類型と②広告利用類型とに分けて(注1)、裁判例を分析して検討します。

2 商品使用類型

この類型の使用料相当額の算定では、売上高(=販売価格×販売部数×掲載頁数/全体頁数)に相当な使用料率を乗じる方法に馴染みやすいことから、まずは著作権等の「行使につき受けるべき金銭の額に相当する額」を損害額とする著作権法114条3項類推適用の可否が検討されます。この点、裁判例は、人格権に由来するというパブリシティ権の性質から、一般的に同条項の類推適用自体には否定的ですが、民法709条による損害として、同様の考え方により使用料相当額を算定するのが通例です(東京地裁平成10年1月21日判決・キングクリムゾン事件(一審)・判例タイムズ 997号 245頁等)。上記の最高裁判決後の裁判例も、同様の枠組みにより損害額を認定しています(東京地裁平成25年4月26日判決・判例タイムズ 1415号 303頁、東京地裁平成25年4月26日判決・判例タイムズ 1416号 276頁)。

3 広告利用類型

この類型では、従前、当事者間に何らかの交渉又は契約関係があることもあり、事案の特殊性に応じた使用料相当額の算定方法が問題となります。この点、近時の裁判例は、著作権法114条3項の類推適用による原告の主張を排斥して、「注:(被告表示1及び2の)使用許諾の終了以前の状況、すなわち、原告らと被告との間の取引状況、原告ジルの肖像等の使用の対価の有無及びその額、被告表示1及び2の使用態様、それによる被告の得た経済的利便利益の有無及び損額等を総合的に考慮して、損害額を検討するべき」であると判示しました(東京地裁平成31年2月8日判決・ジル・スチュアート事件(一審)。控訴審である知財高裁令和2年2月20日・コピライト709号57頁もこの判断を是認。)。これは、被告による肖像等の無断使用に至るまでの経緯を重視して、総合考慮するものといえます(同様の考え方をとるものとして、大阪高裁平成29年11月16日判決・フィットネストレーナー事件・判例時報2409号99頁参照)。

4 おわりに

上記の2つの類型においては、一般的に使用料相当額の算定の枠組みが異なると思われる。そのため、広告利用類型において、売上高に相当な使用料率を乗じる方法により算定した損害額を主張したとしても、裁判所の認定額は相対的に僅少となる可能性があることに、留意が必要です(注2)。

注1)ここで、①商品使用類型とは、肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、または、商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付す行為をいいます。また、②広告利用類型とは、肖像等を商品等の広告として使用する場合をいいます。以上の分類につき、最高裁判平成24年2月2日判決参照。

注2)例えば、ジル・スチュアート事件では、一審において、原告は、使用料相当額として、5億9353万9980円を請求したのに対し、裁判所の認定額は110万円です(控訴審も是認)。また、フィットネストレーナー事件でも、一審において、原告は、使用料相当額として、1795万円を請求したのに対し、裁判所の認定額は100万円です(控訴審も是認)。

3. 知財紛争処理における新たな制度に対するアンケート調査結果

3. 1. アンケート回答者の属性

- ・国内企業(大企業・中小企業).....620(回答率52%)
 - ・弁護士(特許権侵害訴訟の代理経験あり).....17(回答率17%)
- 弁護士の知財紛争処理の制度に対する関心が極めて低い。

3. 2. アンケート結果

(1) 二段階訴訟制度

・制度概要

まず、侵害論について判決を確定させ、侵害との判決後、損害額については、当事者間で合意できない場合のみ、改めて訴訟を提起する制度である(ドイツの例)。これにより、特許権者側にとって、より低リスクで迅速な差し止めを行うことが期待される。

アンケート結果

	賛成	反対	その他
国内企業	28%	35%	37%
弁護士	33%	61%	6%

賛成理由: 早期差し止めが実現
反対理由: 訴訟手続きが複雑になる

(2) アミカス・ブリーフ制度

・制度概要

原則として、全当事者の合意があるか裁判所の許可を受けた上で、当事者以外の第三者が、係属中の事件についての情報又は意見を裁判所に提出することができる制度である(アメリカの例)。

これにより、裁判所は、第三者からの情報又は意見を参考にして判決が出せることとなり、より妥当な判決を下すことができると期待される。

アンケート結果

	賛成	反対	その他
国内企業	36%	24%	40%
弁護士	23%	24%	53%

制度に対する理解不足のためか、国内企業及び弁護士の半数が判断できていない。

4. まとめ

個人的な見解ではあるが、中小企業が企業相手に訴訟で勝てないのは、制度の問題というよりも訴訟提起の判断の問題ではないかと思われる。また、新たに検討されている種々の制度については、十分に理解されていないのではないかとと思われる。特に、弁護士においては、ほぼすべての制度に対して反対意見の方が多いことに正直驚いた。

しかしながら、いずれも権利者保護強化の視点から導入される制度であり、理解がより一層深まるにつれて考えが変わってくる可能性が大である。

●詳細につきましては、特許庁のホームページをご覧ください。

出典元: https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/37-shiryuu.html

(3) アトニーズ・アイズ・オンリー制度

・制度概要

訴訟手続きにおいて、営業秘密を含む機密性の高い情報については、開示先を代理人のみに限定し、相手側当事者には開示しない制度である。これにより、知的財産権侵害訴訟において、現状では証拠として提出することを躊躇うような営業秘密であっても証拠として提出することができる。と期待される。

アンケート結果

	賛成	反対	その他
国内企業	47%	20%	33%
弁護士	35%	53%	12%

弁護士は過半数が反対。
理由: 代理人だけでは判断できない

(4) 懲罰的賠償制度

・制度概要

故意侵害に対して、懲罰的に損害額以上(米国等では3倍)の金額を請求できる制度である。これにより、侵害者の侵害し得をなくすことで侵害の抑止効果につながると期待される。

アンケート結果

	賛成	反対	その他
国内企業	40%	32%	28%
弁護士	41%	53%	6%

弁護士は過半数が反対。
理由: 実損の範囲内で検討すべき。

(5) 代理人費用等の敗訴負担制度

・制度概要

悪質な侵害について、代理人費用等を敗訴侵害者が負担する割合を大幅に増やす制度である。

これにより、中小企業のような資金が少ない権利者であっても、悪質な侵害者に対して訴訟提起をしやすくなることが期待される。

アンケート結果

	賛成	反対	その他
国内企業	45%	21%	34%
弁護士	33%	56%	11%

弁護士は過半数が反対。
理由: 費用負担を考えると訴訟のハードルが高くなる。

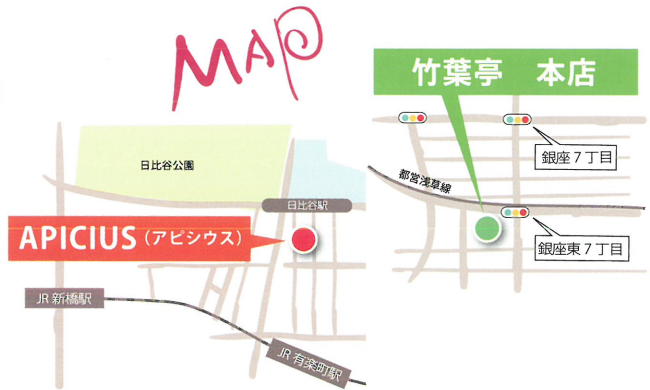
光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってきました！

銀座界限

てくてく
グルメ



とっておきのお店を
ご紹介します。
特別な日にいかが
でしょうか。



竹葉亭 本店

住所：東京都中央区銀座 8-14-7 電話：03-3542-0789



銀座8丁目に佇む、幕末創業以来100年以上続く鰻料理の老舗。単品メニューを選べる椅子席と、コース料理のみ・要予約のお座敷席があり、今回は後者で会席コースをいただく。風情ある中庭を通り、離れのお座敷へ案内されると、銀座とは思えない伝統的な和の空間が広がり、まるで歴史ある旅館を訪れたかのように。

先付からメインまで共通しているのは、素材のうまみを存分に堪能できる、上品で奥ゆかしい味つけだ。わさび醤油でいただく鰻の白焼きは、ふつくと柔らかでありながら身崩れなくしっかりと仕上げられた見事なバランス。豊かな風味にあっさりとした口当たりは絶品である。メインの蒲焼は、甘さ控えめのすっきりとしたたれが、皮は香ばしく、身はふんわりと焼き上げられた鰻のうまみを引き立てる。炊き立ての白飯と合わせていただくのは格別である。

ひとつひとつ口に運ぶたびに、日本に生きている喜びを感じさせる。様々な文化人に愛されてきた納得の妙技と心安らくおもてなしを、是非とも味わっていただきたい。

■営業時間：昼の部 11:30 ~ 15:30 (L.O.14:30) 夜の部 16:30 ~ 21:00 (L.O.20:00)
■定休日：日曜日 祝日
(お座敷席はコース料理のみ 8,300 円～ (サービス料別途))

APICIUS フレンチレストラン「アピシウス」

電話：03-3214-1361

住所：東京都千代田区有楽町 1-9-4 蚕糸会館ビル地下 1 階



今回訪れたのは、丸の内仲通り一角にある老舗のフレンチレストラン。木漏れ日の注ぐエントランスを軽やかな足取りで下ると、雰囲気は一変、アーティスティックな異世界が広がる。ランチは、12,000円のフルコースから6,000円のお手軽なコースまで、オケージョンに合わせて選べる点が魅力的だ。(税抜き、別途10%のサービス料) 名画に囲まれた空間でいただくお料理は、フレンチの伝統と革新が織り成す絶品の数々。旬の海幸や上質なお肉を、季節のフルーツや紅茶、燻製調理による豊かな香りと共に味わう見事なハーモニーに思わず舌鼓を打つ。最後にコースを締め括るデザートは、ワゴンの中から自由に選べるなんとも心躍るスタイル。素材を活かした芸術作品さながらの美しいケーキと可憐なミニチュアディーズが至福と感動のフィナーレを演出してくれる。

特別な日に、大切な方と、クラシカルな技法と遊び心の溢れるグランメゾンにて、優雅な非日常を過ごすのはいかがだろうか。

■営業時間 【月～土・祝 (定休日：日)】
11:30am - 3:00pm (L.O. 2:00pm)
5:30pm - 11:30pm (L.O. 9:00pm)



KOYO
光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm
〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17 階
TEL：03-5251-5721 (代表) FAX：03-5251-5727
URL：http://www.koyo-patent.co.jp